

請 願 文 書 表

受理番号	請 願 第 8 号
件名	生活保護の「母子加算」廃止に関する意見書の提出について
紹介議員	小林義昭, 風間ルミ子
要旨	<p>政府は、生活保護の母子加算を削減し2年後の2009年(平成21年)度から廃止するとしています。母子加算は1949年(昭和24年)に、母子家庭には他の世帯にはない特別な需要、すなわち片親が養育しなければならない経済的負担、それに加えて片親がいないことによる児童の精神的負担を考慮し、児童の健全な育成を目的に創設されました。その後も、国は母子加算の必要性を確認してきました。</p> <p>現に、母子家庭の母親は、急な残業時に他人に子供の迎えを依頼する、子供が発熱しても仕事を休めないためにベビーシッターをお願いする、授業参観などに3回に1回はせめて参加したいと就業時間ぎりぎりまで働きタクシーを使用するなど、経済的負担があり、その上に「父親の役割」も果たさなくてはならず、目に見えない大きな精神的負担もあります。</p> <p>母子加算は月額2万3,260円(1級地)から2万20円(3級地)です。この廃止により、母子家庭の生活保護費はおよそ16%も削減されることとなります。</p> <p>政府は、母子加算廃止の理由に、一般低所得母子家庭の消費支出に比べ母子加算を含む母子家庭の生活保護費の方が高いことを挙げています。しかし、母子家庭の収入は一般世帯の収入の4割に満たない程度のもので、母子家庭には生活の安定を図るためにさらなる支援が求められています。</p> <p>(裏面につづく)</p>
付託 年月日 委員会	平成19年 9月18日 市民厚生常任委員会
受 理	平成19年 9月12日 第1116号

請願第8号

	<p>今必要なことは、母子加算廃止など生活保護基準を引き下げることではなく、憲法第 25 条が規定する「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するため、低所得者層全体の底上げをどう図るのかということです。</p> <p>社会的格差と低所得の拡大を是正し、すべての国民に憲法第 25 条が保障した「健康で文化的な最低限度の生活」を行き渡らせるために、下記の事項について、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を国の関係機関へ提出していただくよう請願いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 生活保護母子加算廃止に反対すること。</p>
--	--